



広島県報

号 外
第 27 号

発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

地 区
公有水面埋立しの竣功の認可(二社) (兼東御旗園) 1
 公領企業部公地
 濠札地並の公示(四社) 二
 公家森園公地
 瀬野田浜野原森園田並地並野原野原野原の承認 五

告 示

広島県告示第226号
 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成19年3月9日

蒲刈港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 竣功認可年月日

平成19年3月2日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地並びに代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域

(1) 位置

呉市下蒲刈町三之瀬字南町272番 1 に接する護岸から同字244番 1 を経て同字199番 3 に接する道に至る間の土地の地先

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と36の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

1の地点	広島県呉市下蒲刈町下島字小地蔵632番の国土地理院四等三角点「三之瀬」(北緯34度11分12秒5634, 東経132度40分41秒8505, 標高175.69m)
2の地点	から
3の地点	から
4の地点	から
5の地点	から
6の地点	から
7の地点	から
8の地点	から
9の地点	から
10の地点	から
11の地点	から
12の地点	から
13の地点	から
14の地点	から
15の地点	から
16の地点	から
17の地点	から
18の地点	から
19の地点	から
20の地点	から
21の地点	から
1の地点	から
2の地点	から
3の地点	から
4の地点	から
5の地点	から
6の地点	から
7の地点	から
8の地点	から
9の地点	から
10の地点	から
11の地点	から
12の地点	から
13の地点	から
14の地点	から
15の地点	から
16の地点	から
17の地点	から
18の地点	から
19の地点	から
20の地点	から
21の地点	から
1の地点	から
2の地点	から
3の地点	から
4の地点	から
5の地点	から
6の地点	から
7の地点	から
8の地点	から
9の地点	から
10の地点	から
11の地点	から
12の地点	から
13の地点	から
14の地点	から
15の地点	から
16の地点	から
17の地点	から
18の地点	から
19の地点	から
20の地点	から
21の地点	から

22の地点	21の地点から	359度06分39秒	3.67mの地点
23の地点	22の地点から	92度06分58秒	0.76mの地点
24の地点	23の地点から	3度22分39秒	0.98mの地点
25の地点	24の地点から	275度03分56秒	0.76mの地点
26の地点	25の地点から	6度03分24秒	11.34mの地点
27の地点	26の地点から	89度48分49秒	0.57mの地点
28の地点	27の地点から	103度46分41秒	0.40mの地点
29の地点	28の地点から	5度15分12秒	1.63mの地点
30の地点	29の地点から	96度32分13秒	4.12mの地点
31の地点	30の地点から	96度31分59秒	2.95mの地点
32の地点	31の地点から	6度05分33秒	19.24mの地点
33の地点	32の地点から	63度52分41秒	1.38mの地点
34の地点	33の地点から	349度18分22秒	0.23mの地点
35の地点	34の地点から	12度22分20秒	0.31mの地点
36の地点	35の地点から	95度53分51秒	0.45mの地点

(3) 面積

589.83平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成16年3月31日 広島県告示第524号

(平成16年3月23日付け指令港管第70号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

呉市

広島県告示第227号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成19年3月9日

中田港港湾管理者 広島県
代表者 広島県知事 藤田 雄山

1 竣功認可年月日

平成19年3月2日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地並びに代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

知事 藤田 雄山

3 埋立区域

(1) 位置

(第1工区)

江田島市能美町中町字黒張4859番13から同4859番10に接する道に接する堤を經て同町中町字黒管5003番51に至る間の地先

(2) 区域

(第1工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び^㉞の地点と^㉟の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点	江田島市能美町大字麓410-2番地の国土地理院一等三角点「能美島」(北緯34度12分58秒2068, 東経132度25分03秒5365, 標高542.00m)	から	72度05分23秒	2,640.81mの地点
の地点	の地点から	354度42分56秒	61.98mの地点	
の地点	の地点から	264度43分29秒	99.50mの地点	
の地点	の地点から	264度39分29秒	1.02mの地点	
の地点	の地点から	264度48分49秒	47.25mの地点	
の地点	の地点から	215度14分11秒	61.45mの地点	
の地点	の地点から	305度04分01秒	2.06mの地点	
の地点	の地点から	214度53分27秒	2.78mの地点	
の地点	の地点から	125度37分07秒	2.06mの地点	
の地点	の地点から	215度17分59秒	8.40mの地点	
の地点	の地点から	125度24分57秒	3.50mの地点	
の地点	の地点から	125度12分17秒	10.00mの地点	
の地点	の地点から	125度55分50秒	1.00mの地点	
の地点	の地点から	125度13分23秒	17.34mの地点	
の地点	の地点から	215度56分49秒	1.88mの地点	
の地点	の地点から	125度24分12秒	2.47mの地点	
の地点	の地点から	37度27分59秒	1.88mの地点	
の地点	の地点から	125度17分08秒	7.89mの地点	
の地点	の地点から	214度03分42秒	5.77mの地点	
の地点	の地点から	131度07分54秒	0.19mの地点	

②1の地点	の地点から	213度48分28秒	3.51mの地点
②2の地点	②1の地点から	213度46分51秒	2.45mの地点
②3の地点	②2の地点から	122度54分51秒	8.19mの地点
②4の地点	②3の地点から	123度22分40秒	3.46mの地点
②5の地点	②4の地点から	30度30分46秒	1.33mの地点
②6の地点	②5の地点から	31度05分32秒	5.58mの地点
②7の地点	②6の地点から	40度54分46秒	3.41mの地点
②8の地点	②7の地点から	317度32分35秒	1.05mの地点
②9の地点	②8の地点から	51度01分57秒	6.57mの地点
③0の地点	②9の地点から	54度48分43秒	2.80mの地点
③1の地点	③0の地点から	55度25分35秒	30.05mの地点
③2の地点	③1の地点から	55度25分38秒	9.36mの地点
③3の地点	③2の地点から	56度37分53秒	4.54mの地点
③4の地点	③3の地点から	56度37分31秒	8.16mの地点
③5の地点	③4の地点から	56度37分15秒	10.88mの地点
③6の地点	③5の地点から	56度38分03秒	3.52mの地点
③7の地点	③6の地点から	56度37分04秒	1.91mの地点
③8の地点	③7の地点から	51度33分44秒	4.71mの地点
③9の地点	③8の地点から	54度52分48秒	3.44mの地点
④0の地点	③9の地点から	58度04分44秒	15.98mの地点
④1の地点	④0の地点から	174度15分13秒	3.50mの地点
④2の地点	④1の地点から	102度05分41秒	1.21mの地点
④3の地点	④2の地点から	65度29分21秒	2.48mの地点
④4の地点	④3の地点から	65度28分53秒	9.06mの地点
④5の地点	④4の地点から	65度25分06秒	0.20mの地点
④6の地点	④5の地点から	75度30分52秒	4.20mの地点
④7の地点	④6の地点から	75度31分16秒	3.58mの地点
④8の地点	④7の地点から	144度07分43秒	0.45mの地点
④9の地点	④8の地点から	85度15分23秒	12.60mの地点
⑤0の地点	④9の地点から	84度42分35秒	9.58mの地点
⑤1の地点	⑤0の地点から	171度49分59秒	6.15mの地点
⑤2の地点	⑤1の地点から	171度49分27秒	4.08mの地点
⑤3の地点	⑤2の地点から	171度52分12秒	0.47mの地点
⑤4の地点	⑤3の地点から	87度25分20秒	9.47mの地点

⑤5の地点	⑤4の地点から	170度59分29秒	0.08mの地点
⑤6の地点	⑤5の地点から	170度44分21秒	4.20mの地点
⑤7の地点	⑤6の地点から	87度40分39秒	9.42mの地点
⑤8の地点	⑤7の地点から	87度36分11秒	0.43mの地点
⑤9の地点	⑤8の地点から	174度00分28秒	5.85mの地点

(3) 面積

(第1工区)

10,541.26平方メートル

- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成11年3月18日 広島県告示第290号
- (平成11年3月10日付け指令港第117号で免許)
- 5 法第22条第3項の市町名
江田島市

公営企業部公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により公示する。

平成19年3月9日

広島県広島水道事務所長 原 君 治

企決第1号

1 調達件名及び数量

広島県公営企業部東海田ボツ所で使用する電気
年間使用予定電力量 20,883,920kWh（企一般19第1号）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

広島県広島水道事務所
広島市安芸区畑賀町2970番地

3 落札者を決定した日

平成19年2月27日

4 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社
広島市中区小町4番33号

- 5 落札金額
613,551,570円 (3年間予定総額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成19年 1月18日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定により公示する。

平成19年 3月9日

広島県広島水道事務所長 原 君 治

企決第2号

- 1 調達件名及び数量
広島県公営企業部戸坂取水場で使用する電気
年間使用予定電力量 19,199,040kWh (企一般19第2号)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
広島県広島水道事務所
広島市安芸区畑賀町2970番地
- 3 落札者を決定した日
平成19年 2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社
広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
570,844,215円 (3年間予定総額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成19年 1月18日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定により公示する。

平成19年 3月9日

広島県沼田川水道事務所長 能 地 和 裕

- 企決第3号
- 1 調達件名及び数量
広島県公営企業部本郷取水場で使用する電気
年間使用予定電力量 5,968,560kWh (企一般19第3号)
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
広島県沼田川水道事務所
三原市本郷町本郷208番地の1
 - 3 落札者を決定した日
平成19年 2月27日
 - 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社三原営業所
三原市宮沖五丁目9番1号
 - 5 落札金額
213,697,029円 (3年間予定総額)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告日
平成19年 1月18日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定により公示する。

平成19年 3月9日

広島県沼田川水道事務所長 能 地 和 裕

企決第4号

- 1 調達件名及び数量
広島県公営企業部三原加圧ポンプ所で使用する電気
年間使用予定電力量 2,827,452kWh (企一般19第4号)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
広島県沼田川水道事務所
三原市本郷町本郷208番地の1
- 3 落札者を決定した日
平成19年 2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社三原営業所

- 三原市宮沖五丁目9番1号
- 5 落札金額
111,040,782円 (3年間予定総額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成19年1月18日

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第27号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者に対する警備員指導教育責任者講習(以下「特別措置講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年3月9日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 実施期日、実施場所及び定員

回	講 習 区 分	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
第1回	特 例 措 置 講 習 項 (法第2条第1項(第1号に規定する警備業務)以下「1号業務」という。)	平成19年4月~0日(火)から平成19年4月12日(木)までの午前8時30分から午後6時まで	平成19年6月12日(火)から平成19年6月14日(木)までの午前8時30分から午後6時まで	50名程度
第2回	特 例 措 置 講 習 項 (法第2条第1項(第1号に規定する警備業務)以下「1号業務」という。)	平成19年9月11日(火)から平成19年9月13日(木)までの午前8時30分から午後6時まで		50名程度
第3回				50名程度

第4回		平成19年10月10日(水)から平成19年10月12日(金)までの午前8時30分から午後6時まで	広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階 社団法人広島県警備業協会 研修室	50名程度
第1回	特 例 措 置 講 習 項 (法第2条第1項(第2号に規定する警備業務)以下「2号業務」という。)	平成19年5月29日(火)及び平成19年5月30日(水)の午前8時30分から午後6時まで	平成19年7月10日(火)及び平成19年7月11日(水)の午前8時30分から午後6時まで	50名程度
第2回	特 例 措 置 講 習 項 (法第2条第1項(第2号に規定する警備業務)以下「2号業務」という。)	平成19年8月7日(火)及び平成19年8月8日(水)の午前8時30分から午後6時まで		50名程度
第3回				50名程度
第1回	特 例 措 置 講 習 項 (法第3号に規定する警備業務)以下「3号業務」という。)	平成19年6月26日(火)及び平成19年6月27日(水)の午前8時30分から午後6時まで		50名程度
第1回	特 例 措 置 講 習 項 (法第4号に規定する警備業務)以下「4号業務」という。)	平成19年5月15日(火)及び平成19年5月16日(水)の午前8時30分から午後6時まで		50名程度

注 講習最終日には修了審査を行い、修了審査合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

2 受講対象者

旧資格者証を有する者

3 受講希望手続

(1) 受講希望届出書の提出期間

ア 1号業務に係る講習

(7) 第1回

平成19年3月20日(火)から平成19年3月23日(金)まで(国民の祝日に関する法律【昭和23年法律第178号】に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(4) 第2回

平成19年5月14日(月)から平成19年5月16日(水)までの午前8時30分から午

- 後5時まで
- (イ) 第3回
平成19年8月13日(月)から平成19年8月15日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- (ロ) 第4回
平成19年9月10日(月)から平成19年9月12日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- イ 2号業務に係る講習
- (ア) 第1回
平成19年4月23日(月)から平成19年4月25日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- (イ) 第2回
平成19年6月11日(月)から平成19年6月13日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- (ロ) 第3回
平成19年7月9日(月)から平成19年7月11日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- ウ 3号業務に係る講習
平成19年5月21日(月)から平成19年5月23日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- エ 4号業務に係る講習
平成19年4月16日(月)から平成19年4月18日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届出方法
- ア 受講希望者本人が、上記①の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。
- イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。
- ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- 4 受講申込手続
- (1) 受講申込書の配付場所
下記②の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。
- (2) 受講申込書の提出先
広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階

- 広島県警察本部生活安全部生活環境課
- (3) 提出書類
- 受講予定者に決定した者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したもの)1通に、旧資格者証の写しを添付して上記②の場所に提出すること。
- 5 受講手数料及び納付方法
- (1) 受講手数料
- ア 1号業務に係る講習 23,000円
- イ 2号業務に係る講習 14,000円
- ウ 3号業務に係る講習 14,000円
- エ 4号業務に係る講習 10,000円
- (2) 納付方法
- 受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。
- この広島県収入証紙は、受講申込書にちよう付せず消印もしないこと。
- なお、納付された受講手数料は返還しない。
- 6 持参物
- 筆記具、印鑑、警備関係法令集(法令集は、講習会場において購入可能)
- 7 講習に関する問い合わせ先
- (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課
電話(082)228-0110 内線3214、3215
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課